



## 事務所からのお知らせ

### 中小企業のためのお得な税制改正です

#### 法人税率の軽減

法人税率が22%から18%に下がります。

- ・ただし800万円超の利益は30%
- ・平成21年度4月決算から適用

#### 交際費の控除限度額の引き上げ

今までは400万円以上の交際費は全額損金不算入でしたが、その額が600万円に引き上げられます。

(例)交際費700万円の場合  
(5千円基準は無いとする)

$$600万円 \times 10\% = 60万円$$

$$100万円 \times 100\% = 100万円$$

合計160万円が経費(損金)となりません。

- ・平成21年度4月決算から適用



### 😊 今月のトピックス ~ 中小企業の施策について ~

昨今、景気は底を打ったというような公的な発表を聞きますが、中小企業においてはその実感はまだ薄いのではないのでしょうか？

5月の機械受注は前月比約3%の減少で過去最低との発表に象徴されるように、企業の設備投資意欲の回復にはもう少し時間がかかるような印象を持ちます。

さて、既にご存知の方も多いとは思いますが、国の機関である中小企業庁は中小企業向けに様々な支援策を用意しています。大きく分けると販路の拡大や研究開発支援などの「経営サポート」、資金繰りなどに活用できる「金融サポート」、そのほか「財務サポート」、「商業・地域サポート」などがあります。

特に金融サポートにおいては小規模企業者等が設備導入資金を無利子で借入できるものや、地域密着型ビジネス向けの融資制度など、様々なものがあります。

(融資対象や支援内容に一定の基準があります)

中小企業庁のホームページでも確認できますが、パンフレットをご覧になりたい方は各担当者までお問合せ下さい。

(北川)

